

第4章 原子力災害中長期対策計画

第1節 基本方針

本編は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の支援を実施するものとする。

第3節 現地事後対策連絡会議への職員の派遣

市は、原子力災害現地対策本部が廃止された場合において、国が現地事後対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催したときは、あらかじめ定められた職員を派遣し、講ずべき事後対策の確認等を行うものとする。

第4節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び京都府と協議のうえ、状況に応じて、原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定を見直すものとする。

第5節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、京都府、関西電力(株)及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第6節 各種制限措置の解除

市は、京都府と連携を図り、京都府が行う緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の摂取制限及び出荷制限各種制限措置を解除し又は解除の指示を受け、住民等への周知を図るものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第7節 災害地域住民等に係る記録等の作成

第1 災害地域住民等の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、市等が当該住民等に対し避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

〔資料〕 4-7-1-① 被災地住民登録票

第2 災害対策措置状況の記録

市は、京都府等が作成する被災地の汚染状況図、市等が実施した緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。

第8節 被災者等の生活再建等の支援

- 1 市は国及び京都府と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。
- 2 市は国及び京都府と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- 3 市は京都府と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かく、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第9節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び京都府と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

第10節 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び京都府と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第11節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び京都府とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。